

札幌市定山溪自然の村の使用承認に係る審査基準

札幌市定山溪自然の村条例第3条第1項の規定に定める定山溪自然の村（以下「自然の村という。」）の使用承認をする場合の審査基準及び申請に対し処分をするまでに通常要すべき標準的期間（「標準処理期間」）は、本表基準による。

使用承認等の範囲	審査基準	標準処理期間
（使用の承認） 条例第3条第1項 関係	1 使用承認申請書が次に定める受付期間内に提出されているかどうか。 (1) 使用申込みの受付期間 使用申込みの受付は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2か月前の同じ日（その月に同じ日がないときは、その月の末日とし、同じ日又は末日が定山溪自然の村（以下「自然の村」という。）の休業日に当たるときは、当該休業日の前日とする。）から使用日までとする。 (2) 電話による申込みの場合 電話による申込みの場合は、使用承認申請書の提出があったものと見なし、別に使用日までの使用承認申請書の提出を認めることとする。 2 連続的な使用の申請が次に定める期間内であるかどうか。 同一の利用者が連続して使用できる期間は5日以内とする。	原則として使用承認申請書が提出された日 原則として使用承認申請書が提出された日
（使用の不承認） 条例第7条関係	1 使用しようとする内容が次の各号に掲げる不承認とすべき事由のいずれかに該当しているかどうか。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 自然の村の建物又は付属施設若しくは備付物件をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 18歳未満の者が使用する場合において、20歳以上の引率者がいないとき。 (4) その他管理運営上適当と認めがたいとき。	原則として使用承認申請書が提出された日